

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和元年10月2日

①学校名:	千葉商科大学 大学院(私立)		②所在地:	千葉県市川市国府台1丁目3番1号		
③課程名:	商学研究科修士課程 中小企業診断士養成プログラム		④正規課程/履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	2010/3/1
⑥責任者:	中小企業診断士養成プログラム委員長 長谷川 博		⑦定員:	28名	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程の目的・概要:	本学の中小企業診断士養成プログラムは、経済産業省より中小企業診断士登録養成機関として登録されており、国家資格取得と同時に修士学位の取得を目指すプログラムである。働きながら学べる土日中心の授業展開に加え、実務経験豊かな実務家教員による授業の実施や企業・団体との強力な連携体制を構築している。中小企業の経営上のパートナーとなり得るコミュニケーション能力豊かな「ネットワーク型中小企業診断士」を育成するため、省令で定められた必須科目の他に、本学でしか学ぶことのできないオリジナル科目(①商学、経済学等の学問的特長と、本学が立地する千葉県の産業特性や特色の立地的特長を相乗的に活かし変化する時代に対応していける中小企業診断士としてのスキルを醸成するための演習科目である複合プログラム②習得した知識を自らのスキルにし、その知識を継続して保持し発展させるためのブラッシュアップタイム)を設置している。					
⑩4テーマへの該当の有無	中小企業活性化	⑪履修資格:	大学を卒業した者及び入学前年度に卒業見込みの者かつ ・入学年度前2か年の中小企業診断士第1次試験合格者 ・2000年度以前の中小企業診断士第1次試験合格者(条件あり)			
⑫対象とする職業の種類:	管理的職業、専門的・技術的職業、事務的職業、販売の職業					
⑬身に付けることのできる能力:	・経営診断に関する技能 ・中小企業の経営についての専門的な知識及び技能 ・中小企業に関する知識			・マネジメント能力 ・助言能力 ・論理的思考力 ・論文作成能力		
⑭教育課程:	経営戦略、経営管理、財務・情報戦略、コンサルティング・コミュニケーションによりマーケティング、人材マネジメント、生産マネジメント、情報化、財務・会計等に関する知識を修得するとともに、経営診断実習および経営戦略策定実習において、製造業・流通業のそれぞれの中小企業の経営診断を行い、実習企業の論点整理・課題設定や的確な助言・提言、論理的かつ影響力・説得力のある話し方を修得させる。					
⑮修了要件(修了授業時数等):	38単位(中小企業診断士養成プログラム配当科目30単位、所定の授業科目8単位)以上の取得、出席時間数は本養成プログラム配当科目の開講時間数の90%以上、修士論文最終試験の合格					
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(商学)、修士(経済学)、修士(政策情報学)(所属コースにより異なる)、中小企業診断士登録資格					
⑰総授業時数:	118 単位	⑱要件該当授業時数:	86単位	該当要件	⑲要件該当授業時数/総授業時数:	73%
⑳成績評価の方法:	本養成コース(共通科目)においては、90%以上の出席を原則としており、授業への貢献度や、プレゼンテーション、ディスカッション、小テスト、レポート等により総合評価を行う。 企業実習においては中小企業支援事業の実施に関する基準を定める経済産業省令第7条第4項に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成した受講修得水準基準をもとに、評価を行う。 修士論文最終試験では研究発表を行う。					

②①自己点検・評価の方法:	<p>学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。 本養成プログラムの運営と自己点検・評価にあたっては、運営委員会を設置し、大学院修士課程及び養成プログラムの担当教員(専任教員及び兼任教員)をもって構成し、本養成プログラム全般に係る事項を協議している。 更に連携関係にある企業及び団体と意見交換の場を設けており、カリキュラム設定はもとより、現在の多様な中小企業経営にかかる課題や社会のニーズを収集して本養成コースの運営と自己点検・評価に反映させている。</p>
②②修了者の状況に係る効果検証の方法:	<p>本養成プログラムの履修修了者は、履修修了と同時に中小企業診断士の登録資格が与えられるため、修了者全員が資格取得者となり、本養成プログラムを修了した者については、主に翌年度5月頃に発刊される官報において、中小企業診断士国家資格取得者として発表があり、国家資格の取得を確認している。 修了者は独立開業する者、公的支援に携わる者、引き続き企業にて有資格者として活躍する者、本学の中小企業研究・支援機構 客員研究員として活躍する者が多く、親睦ならびに相互研鑽のための会として設立された「瑞穂会中小企業診断士研究会」や入学希望者向けの説明会に登壇いただく修了生より修了後の状況を把握・検証している。</p>
②③企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成) 企業診断実習における実習先企業にアンケート調査により意見聴取を行っており、中小企業庁をはじめ連携関係にある中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、市川市、千葉県税理士会、墨田区商店街連合会、東京東信用金庫と意見交換をしている。 (自己点検・評価) 公益財団法人日本高等教育評価機構は、大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証され、大学の教育研究活動等の質の保証をすることを目的としており、評価方法及び基準等についての見直しを常に行っている。 中小企業診断士登録養成機関の登録の更新申請を3年に1度経済産業省に、また3年に2度は同省中小企業庁へ中小企業診断士登録養成課程計画の届け出を送付し、省庁より指摘のあった事項をもとに見直しを行っている。</p>
②④社会人が受講しやすい工夫:	<p>原則として、土、日曜日及び祝日における集中講義形式、学生への連絡はWebサイトやメールを活用</p>
②⑤ホームページ:	<p>(URL) https://www.cuc.ac.jp/ https://www.cuc.ac.jp/dpt_grad_sch/graduate_sch/master_prog/smec/index.html</p>

事務担当者名:	入屋 厚志	所属部署:	大学院・社会人教育センターオフィス
連絡先:	(電話番号) 047-373-9755 (E-mail) grad@cuc.ac.jp		

- * パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。